

青森県報

第三千六百二十二号

平成二十四年
十一月二十八日
(水曜日)

目 次

告 示

土地収用法による事業の認定……………(監理課)…一
 道路の区域の変更……………(道路課)…三
 道路の供用の開始……………(同)…三

出先機関

土地改良区の清算人の就任……………(東青地域…四
 (県民局)…四

告 示

青森県告示第八百三十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

十和田市

二 事業の種類

(仮称) 市民交流プラザ整備事業
 三 起業地

1 収用の部分

青森県十和田市稲生町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、十和田市稲生町地内に市民活動支援機能、たまり場機能、子育て支援機能及び社会福祉機能を備えた施設として整備するもの(以下「本件事業」という。)であり、土地収用法第三條第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、第一次十和田市総合計画「感動・創造推進プラン十和田」に基づき、地域づくり活動等への市民の主体的な参加を促し、住民相互のつながりや触れ合いを深めつつ、市民の連帯意識に支えられた語らいのある地域社会を形成していることとしている。

本件事業を施行するにあたり、国土交通省から交付金を受けるなどの事業に必要な予算措置が講じられている。

よって起業者は、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

十和田市では、町内会が地域づくり活動の中心的役割を担っているが、町内会未組織の地域があり、加入率も低い状況にある。また、子ども会や婦人会、老人クラブ等への加入率も低い状況で、活動も減退傾向にある。

市民活動においても、構成員の高齢化などを要因とし、活動が停滞化している状況にあり、また、各市民活動団体の交流やコミュニケーションが不十分な状況にもあり、交流・連携体制の拡充が必要となっている。

さらに児童を取り巻く社会環境の変化に伴い、依然として子育てに不安を抱えている人が多いことから、子育てサービスの充実と施設整備、地域ぐるみでの子育て支援や交流の場の整備などが必要となっている。

加えて、市民活動の場を担ってきた中央公民館、老人福祉センター、触れ合い会館及び総合福祉センターなどの既存施設の老朽化が著しい状況にもある。

本件事業は、イベント用スペースやたまり場など幅広いニーズに対応できる「みちの広場」、情報提供や作品の陳列・展示などギャラリーとなる「展示スペース」、各種団体の活動拠点となる「多目的研修室」、「和室」、「スモールオフィス」、そして子育て中の母親が気軽に休憩できて情報交換や交流・仲間づくりができる「親子ふれあいスペース」、「プレイルーム」等を備え、敷地を含めた建物全体そのものが子どもから高齢者まで広く市民が集い、市民活動などの様々な活動に対応できる交流拠点を整備するものである。

本件事業の施行により、整備が進んだ十和田市シンボルロード官庁街通りと、中核施設である十和田市現代美術館を拠点とした屋外芸術文化ゾーンと連携し、その賑わいを中心市街地に波及させることができることとなる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではない。

また、埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地の指定地外であり、希少動植物等についても、環境省発行の青森県動植物分布図等において希少動植物等の存在は確認されていないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するにあたっては、

ア 十和田市中心市街地活性化区域内にあること。

イ にぎわいの創出拠点としてシンボルロード官庁街通りから中心市街地を經由して新渡戸記念館までを結ぶにぎわいの動線に隣接していること。

ウ 必要な用地面積が確保でき、経済的であること。

を条件とし、同市稲生町地内に候補地を三案（以下「第一案」、「第二案」、「第三案」という。）を選定し、本件事業の候補地を検討している。

第一案は、現況は商業ビルが連担し、支障物件として商業ビル五棟及び住家二棟が存する。十和田市シンボルロード官庁街通りに最も近く、社会教育施設である十和田市文化センターに近い場所に位置するため、イベント等で連携を図ることができ、そのにぎわいを効果的に中心市街地全体に波及させることができる。しかし、支障となる商業ビルの補償費が高み、事業費は三案の中で最も経済的に

劣る。

第二案は、現況は店舗及び駐車場であり、支障物件として営業店舗六棟が存する。十和田市シンボルロード官庁街通りに近く、十和田市民文化センターに最も近い場所に位置するため、イベント等で連携を図ることができ、そのにぎわいを効果的に中心市街地全体に波及させることができる。しかし、支障となる営業店舗の補償費が高み、事業費は三案の中で経済的に中位である。

第三案は、現況は店舗及び住家であり、支障物件として住家二棟及び店舗等八棟が存する。十和田市シンボルロード官庁街通りに近く、十和田市民文化センターにも近い場所に位置するため、イベント等で連携を図ることができ、そのにぎわいを効果的に中心市街地全体に波及させることができる。支障物件の補償費が必要となるものの、店舗のほとんどは廃業しており、補償費が比較的安価であることから、事業費は三案の中で最も経済的に優れる。

よって、本件申請案である第三案は、三案中、機能的・経済的に優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、新たなコミュニティの形成や既存コミュニティの強化が図られることにより、地域活動が活性化され、ひいては中心市街地の活性化に資するものであることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

十和田市役所 企画調整課

青森県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月二十七日まで青森県県土

整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	南部田子線	三戸郡三戸町大字袴田字下モ平七三の二から 三戸郡三戸町大字袴田字留幅一の五まで		前 二七・五〇〇メートルから	後 四〇・九〇〇メートルから	六五二・〇〇メートル		
2	県道	五戸六戸線	三戸郡五戸町字熊野林前九の二から 三戸郡五戸町字蛭川村一八の一まで		前 一七・五〇〇メートルから	後 三一・二〇〇メートルから	八二八・三〇メートル		
3	県道	五戸下田停車場線	三戸郡五戸町字蛭川村三九の三から 三戸郡五戸町字蛭川村四一まで		前 七四・七〇〇メートルから	後 一五・九〇〇メートルから	八七・三〇メートル		
4	県道	吹上金屋黒石線	平川市町居山元一二九の一から 平川市町居山元三九〇の一まで		前 一〇四・五〇〇メートルから	後 一六・〇〇〇メートルから	三三五・〇〇メートル		
5	県道	浅水南部線	三戸郡五戸町大字手倉橋字金ヶ沢七二の一から 三戸郡五戸町大字手倉橋字堀合沢一八の七まで		前 一六・七・八〇メートルから	後 七二・一八〇メートルから	四九八・八〇メートル		

青森県告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道南部田子線	三戸郡三戸町大字袴田字下モ平七三の二から 三戸郡三戸町大字袴田字留幅一の五まで	平成 四二・二・二六

県道吹上金屋黒石線

平川市町居山元二二九の一から
平川市町居山元三九〇の一まで

"

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した蟹田町土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二十八日

東青地域県民局長 北 山 功 三

氏 名	住 所	就任の年月日
村上 耕治	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇の一	平成二四・二・六就任
旦代 元一	字蟹田小国山崎一の一	"
沼田 幸雄	字蟹田外黒山一一七の一	"
沼田 正道	一一二の一	"
鈴木 實	字蟹田小国南田一〇の一	"
鈴木 勝文	一一三の一	"
工藤 重次	字蟹田小国品吉一七の一	"

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭